

桶川市民ホール利用料金の減額又は免除の条件及び額等

1 利用料金（駐車場に係るものを除く）の減額又は免除

次に該当する場合は、利用料金（但し、駐車場に係るものを除く）を減額又は免除していただきます。（附属設備を含む）

ア 市が文化芸術に関する事業を行う目的で利用する場合 免除

イ 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が、教育課程に基づく学習活動を行う目的で利用する場合 免除

ウ 指定管理者が利用する場合 免除

エ 埼玉県が文化芸術に関する事業を行う目的で利用する場合 5割減額

オ 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間利用する場合 免除

2 利用料金（駐車場に係るものに限る）の免除

次の各号に該当する場合は、利用料金（駐車場に係るものに限る）を免除していただきます。

ア 市民ホールの事業として主催し、又は共催するものに関し、出演、搬入等をするために使用した車両。

イ 市民ホールを文化芸術活動を目的として利用する市民団体が出演、搬入等をするために使用した車両。ただし、15台を上限とする。

ウ 上記1の規定による減免を受けた利用に供するために使用した車両。ただし、事前に利用時間及び台数を指定管理者に報告したものに限り。

エ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けているもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者と同程度の障害の状態にある者であって、市長が特に利用料金を免除することが必要であると認めたものが使用した車両。この場合において免除を受けようとする者は、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、又は同程度の障害である旨の申出をし、該当する車両に係る駐車券を指定管理者に提出しなければならない。

※ 上記の規定により免除を受けようとする団体の責任者は、該当する車両に係る駐車券をまとめて指定管理者に提出し、指定管理者は免除の手続をするものとします。

※ 駐車場に係る利用料金免除の取扱いについては、別途定めることとします。

※ 令和6年4月からは、市から社会福祉団体として認められた団体が使用する場合の利用料金の減額、又は免除規定を設ける予定となっています。

<参考>

桶川市民ホール管理規則

(利用料金の減免)

第9条 条例第21条に規定する利用料金（駐車場に係るものを除く。以下この条及び第10条において同じ。）の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市が文化芸術に関する事業を行う目的で利用する場合 免除

- (2)市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が、教育課程に基づく学習活動を行う目的で利用する場合 免除
 - (3)指定管理者が利用する場合 免除
 - (4)埼玉県が文化芸術に関する事業を行う目的で利用する場合 5割減額
 - (5)災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間利用する場合 免除
- 2 条例第21条に規定する利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、様式第8号の桶川市民ホール利用料金減額・免除申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、条例第21条に規定する利用料金の減額又は免除について市長の承認を受けようとするときは、様式第9号の桶川市民ホール利用料金減額・免除承認申請書に、前項により提出された様式第8号の桶川市民ホール利用料金減額・免除申請書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、指定管理者が企画事業の実施のために利用するときは、この限りでない。
- 4 市長は、利用料金の減額又は免除を承認したときは、様式第10号の桶川市民ホール利用料金減額・免除承認書を指定管理者に交付する。
- 5 指定管理者は、市長の承認を得て利用料金の減額又は免除を決定したときは、様式第11号の桶川市民ホール利用料金減額・免除決定通知書を申請者に交付する。
- 第9条の2 条例第21条に規定する利用料金（駐車場に係るものに限る。）の免除は、次に掲げる車両に対して行うものとする。
- (1)市民ホールの事業として主催し、又は共催するものに関し、出演、搬入等をするために使用した車両
 - (2)市民ホールを文化芸術活動を目的として利用する市民団体が出演、搬入等をするために使用した車両。ただし、15台を上限とする。
 - (3)前条の規定による減免を受けた利用に供するために使用した車両。ただし、事前に利用時間及び台数を指定管理者に報告したものに限り。
 - (4)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けているもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者と同程度の障害の状態にある者であって、市長が特に利用料金を免除することが必要であると認めたものが使用した車両
- 2 前項第1号から第3号までの規定により免除を受けようとする団体の責任者は、該当する車両に係る駐車券をまとめて指定管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項第4号の規定により免除を受けようとする者は、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、又は同程度の障害である旨の申出をし、該当する車両に係る駐車券を指定管理者に提出しなければならない。
- 4 前2項により駐車券の提出を受けた場合において、指定管理者は、免除の手続をするものとする。